

---

(令和7年10月16日掲載)

# 性差別根絶は日常生活から



.....

## 太田 啓子 (おおた・けいこ)

2002年に弁護士登録(湘南合同法律事務所)。離婚事件などの家事事件、一般民事事件を主に扱う。日本弁護士連合会・性の平等委員会委員。著書「これからの男の子たちへ『男らしさ』から自由になるためのレッスン」(大月書店)「100年先の憲法へ『虎に翼』が教えてくれたこと」(太郎次郎社エディタス)他。

.....

弁護士として離婚事件を多く扱うなかで、私は、日本社会の性差別構造について、一つ一つの案件から学ばされたと思っています。離婚事件というのは、社会全体のマクロレベルの性差別構造が男女1組のカップルの中に凝縮している事件分野です。日本社会で深刻な性差別のひとつはやはり女性の経済力の低さです。男女賃金格差は正社員だけで比べても約75%、そして、賃金が低い非正規雇用は女性が圧倒的に多いのが現実です。日本の女性の無償労働時間(家事や育児)は男性の5.5倍という統計もあります。そんなに多くの時間を無償労働時間に割いていたら稼げるはずがありません。

離婚事件の現場でよく見るのは、経済力が強い方(多くは夫)がそれを嵩に、対等ではない関係性を経済力が弱い方に押しつけていることです。こういう傾向は、夫が定年退職を迎えるころに、それまでずっと耐えてきた妻が離婚を切り出すという熟年離婚事件で特に顕著であるように感じます。

こういうパターンでは、多くの場合、離婚意思を強く固めた妻と、青天の霹靂で、なぜ離婚などと言われているのか分からず茫然とする夫、ということが多いです。そのようなケースで夫側は妻が我慢していたということに全く気づいてもいないのです。なぜ夫はそれに気づかないのか。この現象について、家族社会学者の阪井裕一郎さんの「結婚の社会学」(ちくま新書)の説明がよくあてはまります。

社会学者のコムターは、権力を「明らかな権力」「潜在的権力」「不可視的権力」の三つに分類しました。阪井さんは、結婚生活にもこうしたタイプの権力があるとし、以下の例を挙げます。もし、フルタイムで働きたいという妻に夫が「ダメだ」と妨害したら、これは「明らかな権力」です。しかし妻が「どうせあの人に伝えても喧嘩になるだけだし・・・」と思ってそもそもその話を切り出すこともしなければそれは「潜在的権力」です。

さらに三つ目、そもそも妻側が、フルタイムで働いて自分の経済力をもちたいという希望を断念しているのは「不可視的権力」です。

阪井さんは「このように、夫婦関係には目に見える権力のほかに、さまざまな隠れた権力がある」と指摘します。隠れているから見えづらく、権力をふるって相手を抑圧している側がそれを自覚しづらいこともあるのでしょう。

どうしたらそうならず、パートナーとの対等な関係性を築くことができるのでしょうか。私は、キーになるのは男性の、性差別構造への理解とそれを解消しようとする主体的な意識だと思っています。女性のエンパワメントも必要ですが、男性の意識の方が更に大事。「自分は差別しない」だけでは足りないんですよね。今の社会の構造を認識し、それをなくすために積極的に動く人が増えてほしい、特に次世代の男性たちはそう育ってほしいと願っています。

日常生活の中で、家庭の中で、ジェンダーバイアス(性差による固定観念や偏見)にとらわれないようにすること、性差別的な慣習に意識的に抗った行動をとることなど、性差別的な社会を変えていく小さな実践があるはずです。少しずつそういう実践を増やしていくことに希望があると思います。